

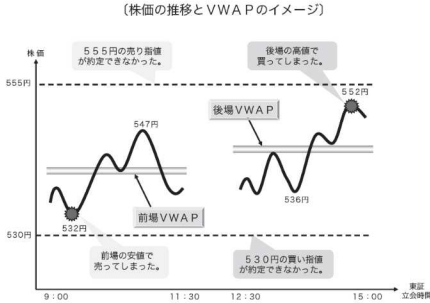
# 「金額・株数指定取引説明書」の改訂にかかる新旧対照表

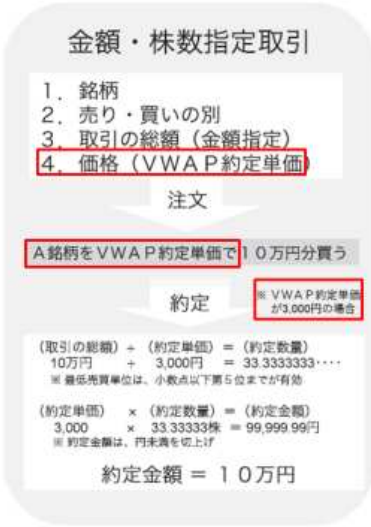
2020年3月

1. 以下、2020年3月2日を効力発生日として改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

旧説明書記載箇所	旧	新
〔目次〕	(略)	<u>今回の改定に伴い、記載ページ番号他を変更</u>
【3ページ】 第1章 金額・株数 指定取引のご案内 1. 金額・株数指定 取引の概要	<p>金額・株数指定取引とは、 国内の金融商品取引所に上場する当社 が定める取引対象銘柄 について、 金額または株数 を指定して、 <u>VWAP を基準に算出される約定価 格で</u> お客様と当社との間で行う取引所金融 商品市場外での相対取引（以下「取引所外 取引」といいます。）です。 <u>金額指定取引なら500円以上500円単位 で、株数指定取引なら小数点第5位までの 株数（500円以上）を指定して、株式の注 文が可能です。</u> 取引対象銘柄については、第3章の「3. 取引対象銘柄」をご覧ください。 本説明書では、「数量」にかかる表現 について、上場投資信託（ETF）等も含 め「株数」と表記する場合があります。ま た、「有価証券」にかかる表現について、 受益証券も含め「株式」と表記する場合 があります。</p> <p><u>「VWAP」とは、「Volume Weighted Average Price（売買高加重平均価格）」 の略称で、一定の取引時間帯（前場・後場・ 終日等）において金融商品取引所で成立し た売買についてその価格毎の売買高に基 づき加重平均した価格のことをいいます。</u></p>	<p>金額・株数指定取引とは、 国内の金融商品取引所に上場する当社 が定める取引対象銘柄 について、 金額または株数 を指定して、 <u>前場始値、後場始値 を基準に算出され る約定価格で</u> お客様と当社との間で行う取引所金融 商品市場外での相対取引（以下「取引所外 取引」といいます。）です。 <u>削除</u></p> <p>取引対象銘柄については、第3章の「3. 取引対象銘柄」をご覧ください。 本説明書では、「数量」にかかる表現に ついて、上場投資信託（ETF）等も含め 「株数」と表記する場合があります。また、 「有価証券」にかかる表現について、受益 証券も含め「株式」と表記する場合があり ます。 <u>「始値」とは、一定の取引時間帯（前場・ 後場・終日等）において金融商品取引所で 最初に成立した価格のことをいいます。</u> <u>削除</u></p>


旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>金額・株数指定取引の特徴は、(1) VWAPギャランティ取引の採用、(2) 金額ベース株式売買システムの採用です。</p>	<p>また、金額・株数指定取引は、  <u>約定金額と別枠の委託手数料はいただかない代わりに、実質的なコストとしてこの約定価格を基準とし、「スプレッド（売買価格の差）」を加減して調整された約定単価で売買を行う取引です。</u>  <u>スプレッドについては、第3章の「4. 約定単価、(2) スプレッド（調整率）」をご覧ください。</u>  <u>金額指定取引なら100円以上100円単位で、株数指定取引なら小数点第5位までの株数（100円以上）を指定して、株式の注文が可能です。</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p>
<p>【3-4 ページ】  第1章 金額・株数指定取引のご案内  1. 金額・株数指定取引の概要  (1) VWAPギャランティ取引の採用</p>	<p>(1) VWAPギャランティ取引の採用  金額・株数指定取引における有価証券の売買取引は、取引所金融商品市場における取引実態に近い平均的な売買価格を示すベンチマークとして利用されているVWAPを基準に行います。  通常、お客様が金融商品取引所に株式の注文を発注する場合は、「成行」もしくは「指値」で発注しますが、「成行」の場合は金融商品取引所での値動きや板状況によって、約定価格がお客様の予想と大きく乖離するリスクがあります。一方、「指値」の場合は、売買が成立しないリスクがあります。  これに対して、金額・株数指定取引にかかる売買についてはVWAPを基準に算出した約定価格を用いて、当社が相手方となってお客様との売買を成立させるため、約定価格が予想外に変動するリスクや売買</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>

旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>が成立しないリスクを軽減することができます。</p> <p>ただし、VWAPの対象となる銘柄の当日の値動きの状況によっては、単純に始値や終値と比較した場合に必ずしも有利な価格となるわけではありません。その他、VWAPギャランティ取引にかかるリスク等につきましては、第3章の「7. VWAPギャランティ取引にかかるリスクおよび留意事項」をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">(株価の推移とVWAPのイメージ)</p>  <p>金額・株数指定取引は、約定金額と別枠の委託手数料はいただかない代わりに、実質的なコストとしてこのVWAPを基準とし、「スプレッド(売買価格の差)」を加減して調整された約定単価で売買を行う取引です。</p> <p>スプレッドについては、第3章の「4. 約定単価、(3)スプレッド(調整率)」をご覧ください。</p>	
<p>【4-5 ページ】 第1章 金額・株数指定取引のご案内 1. 金額・株数指定取引の概要 (2) 金額ベース株式売買システムの採用</p>	<p>(2) 金額ベース株式売買システムの採用</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>以下の具体例では、売買単位が100株のA銘柄を3,000円で最低売買単位を「取引所取引」で買付ける場合と「金額・株数指定取引」を利用してA銘柄をVWAP(VWAP約定単価を3,000円とします。)で10万円分買付けた場合について比較してい</p>	<p>(1) 金額ベース株式売買システムの採用</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>以下の具体例では、売買単位が100株のA銘柄を3,000円で最低売買単位を「取引所取引」で買付ける場合と「金額・株数指定取引」を利用してA銘柄を前場始値(前場約定単価を3,000円とします。)で10万円分買付けた場合について比較しています。</p>

旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>ます。</p> 	<p>&lt; 枠線内を以下に変更 &gt;</p> <p>4. <u>価格 (約定単価)</u></p> <p>A銘柄を<u>約定単価</u>で 約定単価が3,000円の場合</p> <p><u>約定日当日の取引対象銘柄の東京証券取引所において、当該取引対象銘柄の売買が一度も成立しないで、前場または後場立会時間終了時に特別気配のまま売買立会が終了した場合、または大引け比例配分となった場合は、当該取引対象銘柄に関する約定一部を不成立とさせていただきます、約定分については、当社の配分ルールに従い公正に配分いたします。</u></p>
<p>【5 ページ】 第1章 金額・株数指定取引のご案内 1. 金額・株数指定取引の概要 (3) 金額・株数指定取引をご利用できるお客様の範囲</p>	<p><u>(3) 金額・株数指定取引</u>をご利用できるお客様の範囲</p> <p>(略)</p> <p><u>ただし、FROGGY サイトでは金額指定取引のみのご利用となります。</u></p>	<p><u>(2) 金額・株数指定取引</u>をご利用できるお客様の範囲</p> <p>(略)</p> <p><u>フロッギーサイトでは金額指定取引のみのご利用となります。</u></p>

旧説明書記載箇所	旧	新
<p>【6 ページ】</p> <p>第 1 章 金額・株数 指定取引のご案内</p> <p>1. 金額・株数指定 取引の概要</p> <p>(4) 配当金(収益 分配金)や株主優 待・議決権の取扱 いについて</p>	<p>(4) 配当金(収益分配金)や株主優待・ 議決権の取扱いについて</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 配当金(収益分配金)や株主優待・議 決権の取扱いについて</p> <p>(略)</p>
<p>【19 ページ】</p> <p>第 2 章 有価証券の 取扱い</p> <p>9. 取引対象銘柄か らの除外にかかる 処理について</p> <p>(2) 1 株(1 口) 未満の有価証券持 分等</p>	<p>当該銘柄の V W A P 算出基準取引所(第 3 章の「4. V W A P ギャランティ取引」参 照)</p> <p>(略)</p>	<p>当該銘柄の東京証券取引所</p> <p>(略)</p>
<p>【21 ページ】</p> <p>第 3 章 売買方法</p> <p>1. 売買発注にかか る取決め</p>	<p>(略)</p> <p>形態) (注文の内容)</p> <p>定売却 ..... 500円以上500円単位で金額を 指定して売却します。</p> <p>定売却 ..... 概算注文金額 500円以上で 株数を指定して売却します。</p> <p>部売却 ..... 指定する保有株をすべて売却 します。</p> <p>定買付 ..... 500円以上500円単位で金額を 指定して買付けます。</p> <p>定買付 ..... 概算注文金額 500円以上で 株数を指定して買付けます。</p> <p>元株化 ..... 指定する保有株を最低売買単 位になるように買付けます。</p>	<p>(略)</p> <p>&lt; 枠線内を以下に変更 &gt;</p> <p>100円以上100円単位</p> <p>100円以上</p> <p>100円以上100円単位</p> <p>100円以上</p>

旧説明書記載箇所	旧	新								
<p>【22 ページ】</p> <p>第3章 売買方法</p> <p>1. 売買発注にかかる取決め</p> <p>(1) 概算注文金額の算出</p>	<p>(略)</p> <p>金額・株数指定取引にかかる約定金額の算出にあたっては、この「概算注文金額」の多寡に応じて逓減する所定の調整率(=スプレッド)が適用されます。したがって、「概算注文金額」は、約定価格(=VWAP約定単価)の算出に影響を与える金額となります。詳細は本章の「4.VWAPギャランティ取引」をご覧ください。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>金額・株数指定取引にかかる約定金額の算出にあたっては、この「概算注文金額」の多寡に応じて逓減する所定の調整率(=スプレッド)が適用されます。したがって、「概算注文金額」は、約定価格(=約定単価)の算出に影響を与える金額となります。詳細は本章の「4.約定単価」をご覧ください。</p> <p>(略)</p>								
<p>【22-23 ページ】</p> <p>第3章 売買方法</p> <p>1. 売買発注にかかる取決め</p> <p>(2) 注文に関する制限</p>	<p>(略)</p> <p>金額指定売買の場合、原則として、発注する金額(概算注文金額)が1銘柄、<u>500円以上500円単位</u>となる金額での発注となります。</p> <p>株数指定売買の場合、原則として、概算注文金額が<u>500円以上</u>となる数量での発注となります。なお、お取扱店を通じて当該注文を発注することはできません(「全部売却」を除く)。</p> <p>売却注文において、お客様の「金株口座」内で保有する同一銘柄にかかる合計数量を乗じて求められる概算注文金額が<u>500円に満たない</u>場合は、「全部売却」とさせていただきます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>金額指定売買の場合、原則として、発注する金額(概算注文金額)が1銘柄、<u>100円以上100円単位</u>となる金額での発注となります。</p> <p>株数指定売買の場合、原則として、概算注文金額が<u>100円以上</u>となる数量での発注となります。なお、お取扱店を通じて当該注文を発注することはできません(「全部売却」を除く)。</p> <p>売却注文において、お客様の「金株口座」内で保有する同一銘柄にかかる合計数量を乗じて求められる概算注文金額が<u>100円に満たない</u>場合は、「全部売却」とさせていただきます。</p> <p>(略)</p>								
<p>【23 ページ】</p> <p>第3章 売買方法</p> <p>1. 売買発注にかかる取決め</p> <p>(3) 発注形態</p>	<p>売却注文発注形態の表内</p> <table border="1" data-bbox="459 1778 903 1928"> <thead> <tr> <th>発注形態</th> <th>注文の内容 および 留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額指定売却</td> <td>「金株口座」で保有する銘柄について、<u>500円以上500円単位</u>での発注となります。(注1)(注2)</td> </tr> <tr> <td>株数指定売却</td> <td>「金株口座」で保有する銘柄について、概算注文金額が<u>500円以上</u>なる数量(小数点以下第5位有効)での発注となります。(注1)(注3)</td> </tr> <tr> <td>全部売却</td> <td>「金株口座」で保有する銘柄について、指定する保有株すべてを売却します。</td> </tr> </tbody> </table>	発注形態	注文の内容 および 留意事項	金額指定売却	「金株口座」で保有する銘柄について、 <u>500円以上500円単位</u> での発注となります。(注1)(注2)	株数指定売却	「金株口座」で保有する銘柄について、概算注文金額が <u>500円以上</u> なる数量(小数点以下第5位有効)での発注となります。(注1)(注3)	全部売却	「金株口座」で保有する銘柄について、指定する保有株すべてを売却します。	<p>&lt; 枠線内を以下に変更 &gt;</p> <p><u>100円以上100円単位</u></p> <p><u>100円以上</u></p>
発注形態	注文の内容 および 留意事項									
金額指定売却	「金株口座」で保有する銘柄について、 <u>500円以上500円単位</u> での発注となります。(注1)(注2)									
株数指定売却	「金株口座」で保有する銘柄について、概算注文金額が <u>500円以上</u> なる数量(小数点以下第5位有効)での発注となります。(注1)(注3)									
全部売却	「金株口座」で保有する銘柄について、指定する保有株すべてを売却します。									

旧説明書記載箇所	旧	新						
	<p>買付注文発注形態の表内</p> <table border="1" data-bbox="454 315 906 434"> <tr> <td>金額指定買付</td> <td>500円以上500円単位での発注となります。</td> </tr> <tr> <td>株数指定買付</td> <td>概算注文金額が500円以上となる数量（小数点以下第5位有効）での発注となります。（注3）（注4）</td> </tr> <tr> <td>単元株化</td> <td>「金株口座」で保有する銘柄について、指定する（単元株未満または最低売買単位未満となる）銘柄を単元株数または最低売買単位に達するまでに必要な数量を買付けます。（注3）（注4）（注5）</td> </tr> </table> <p>注1）売却対象銘柄の合計数量を乗じて求められる概算注文金額が500円に満たない場合は、「全部売却」となります。この場合、「全部売却」となる旨を発注画面に表示します。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	金額指定買付	500円以上500円単位での発注となります。	株数指定買付	概算注文金額が500円以上となる数量（小数点以下第5位有効）での発注となります。（注3）（注4）	単元株化	「金株口座」で保有する銘柄について、指定する（単元株未満または最低売買単位未満となる）銘柄を単元株数または最低売買単位に達するまでに必要な数量を買付けます。（注3）（注4）（注5）	<p>&lt; 枠線内を以下に変更 &gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>100円以上100円単位</u></p> <p style="text-align: center;"><u>100円以上</u></p> <p>注1）売却対象銘柄の合計数量を乗じて求められる概算注文金額が100円に満たない場合は、「全部売却」となります。この場合、「全部売却」となる旨を発注画面に表示します。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
金額指定買付	500円以上500円単位での発注となります。							
株数指定買付	概算注文金額が500円以上となる数量（小数点以下第5位有効）での発注となります。（注3）（注4）							
単元株化	「金株口座」で保有する銘柄について、指定する（単元株未満または最低売買単位未満となる）銘柄を単元株数または最低売買単位に達するまでに必要な数量を買付けます。（注3）（注4）（注5）							
<p>【27 ページ】 第3章 売買方法 2. 注文の受付時間 と約定確認</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p>  <p style="text-align: center;">FROGGY サイト</p> <p>FROGGY サイトでのお取引は、日興イーリートレードのお申し込みが必要となります。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>&lt; 枠線内を以下に変更 &gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>フロッギーサイト</u></p> <p style="text-align: center;">フロッギーサイト</p> <p>フロッギーサイトでのお取引は、日興イーリートレードのお申し込みが必要となります。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>						
<p>【28 ページ】 第3章 売買方法 2. 注文の受付時間 と約定確認 (1) 注文の受付時間</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>FROGGY サイト</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>フロッギーサイト</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>						
<p>【29 ページ】 第3章 売買方法 2. 注文の受付時間 と約定確認 (3) 約定確認</p>	<p>約定結果は、立会時間終了後原則として、1時間以内を目処にご確認いただけます。日興イーリートレードにおいては「注文約定一覧」をご覧ください。ただし、システムの処理の都合上、遅延することもありますのでご了承ください。</p>	<p>約定結果は、立会時間終了後原則として、1時間以内を目処に、<u>日興イーリートレード</u>または<u>フロッギーサイトの「注文約定一覧」</u>でご確認いただけます。ただし、システムの処理の都合上、遅延することもありますのでご了承ください。</p>						

旧説明書記載箇所	旧	新
<p>【30 ページ】 第3章 売買方法 4. VWAPギャランティ取引</p>	<p>4. <u>VWAPギャランティ取引</u></p> <p><u>金額・株数指定取引にかかる売買取引は、すべて金融商品取引所を介さずに取引所外取引にてお客様の注文を当社がその相手方となって「仕切り」の方式により取引を成立させます。</u></p> <p><u>お客様の金額・株数指定取引にかかる注文は、当社において、銘柄ごとに売り・買いの注文を集約し、その結果、買い数量が多い場合は、買い超となる数量を当社自己勘定で手当て（買付け）し、反対に売り数量が多い場合は、売り超となる数量を当社自己勘定でヘッジ（売付け）します。</u></p> <p><u>したがって、お客様の注文は当社自己勘定の売買を通じて、間接的に金融商品取引所での価格形成に反映されることがあります（理論的には、金融商品取引所を通じて自己勘定で買付けが行われた場合はVWAP値を高く、自己勘定で売付けが行われた場合はVWAP値を安くさせる方向に作用します。）。</u></p>	<p>4. <u>約定単価</u></p> <p><u>削除</u></p>
<p>【30-31 ページ】 第3章 売買方法 4. VWAPギャランティ取引 (1) 使用するVWAP値</p>	<p>(1) <u>使用するVWAP値</u></p> <div data-bbox="456 1420 903 1489" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【算出例】A株式の売買代金が2,176万円、売買高が14,000株の場合  <math>2,176 \text{ 万円} \div 14,000 \text{ 株} = 1,554.285714\cdots \text{円}</math>  VWAP値 = 1,554.2857円（小数点以下第5位を四捨五入）</p> </div> <p><u>「VWAP値」とは、VWAPの小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位まで求めた値のことをいい、上記の算出例では、1,554.2857円がVWAP値となります。金額・株数指定取引に使用するVWAP値は、取引対象銘柄について銘柄毎に当社の最良執行方針で定める委託注文を執行する市場（以下「VWAP算出基準取引所」といいます。）における前場VWAP値または後場VWAP値を使用しま</u></p>	<p><u>削除</u></p>



旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>す。当該VWA P値は、金融商品取引所が公表または株式会社Q U I C Kの情報端末に掲載されます。なお、当該数値が明らかでない場合は、当社が適正かつ妥当と判断したVWA P値を使用します。</p> <p>「最良執行方針」については、SMB C日興証券のウェブサイト、またはお取扱店にてご確認ください。</p>	
<p>【31 ページ】 第3章 売買方法 4. VWA Pギャランティ取引 (2) VWA P約定単価</p>	<p>(2) VWA P約定単価</p> <p>金額・株数指定取引における買価格は、<u>VWA P算出基準取引所におけるVWA P値を基準に算出した約定価格</u>(以下「<u>VWA P約定単価</u>」といいます。)となります。金額・株数指定取引では、約定金額と別枠での手数料は頂戴しません。取引に伴うお客様の受払い金額は、「<u>VWA P約定単価に約定数量を乗じた価額</u>」となります。</p> <p><u>VWA P約定単価は、VWA P値そのものではなく取引対象銘柄のVWA P値に対して調整を行った価格です。買付けの場合はVWA P値よりも高く、売却の場合はVWA P値よりも低く調整いたします。</u></p> <p>なお、<u>VWA P約定単価は、概算注文金額に応じて所定の調整率(以下「スプレッド」</u>といいます。)を加減することにより算出します。</p> <p>買付けの場合</p> <p>“1”にスプレッドを加算した値を<u>VWA P値に</u>乗じた価格を「<u>VWA P約定単価</u>」といたします。なお、算出された<u>VWA P約定単価の円未満を切上げ</u>ます。</p> <p><u>VWA P約定単価(円未満切上げ) = VWA P値 × (1 + スプレッド)</u></p> <p>売却の場合</p> <p>“1”からスプレッドを減算した値を<u>VW</u></p>	<p>(1) 約定単価</p> <p>金額・株数指定取引における売買価格は、<u>東京証券取引所における始値を基準に算出した約定価格</u>(以下「<u>約定単価</u>」といいます。)となります。金額・株数指定取引では、約定金額と別枠での手数料は頂戴しません。取引に伴うお客様の受払い金額は、「<u>約定単価に約定数量を乗じた価額</u>」となります。</p> <p><u>約定単価は、始値そのものではなく取引対象銘柄の始値に対して調整を行った価格です。買付けの場合は始値よりも高く、売却の場合は始値よりも低く調整いたします。</u></p> <p>なお、<u>約定単価は、概算注文金額に応じて所定の調整率(以下「スプレッド」</u>といいます。)を加減することにより算出します。</p> <p>買付けの場合</p> <p>“1”にスプレッドを加算した値を<u>始値に</u>乗じた価格を「<u>約定単価</u>」といたします。なお、算出された<u>約定単価の円未満を切上げ</u>ます。</p> <p><u>約定単価(円未満切上げ) = 始値 × (1 + スプレッド)</u></p> <p>売却の場合</p> <p>“1”からスプレッドを減算した値を<u>始値</u></p>

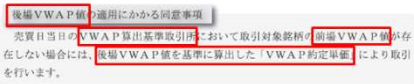
旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>A P 値に乘じた価格を「<u>VWAP 約定単価</u>」といたします。なお、算出された <u>VWAP 約定単価</u> の円未満を切捨てます(ただし、切捨ての結果0円となる場合は1円とします)。</p> <p><u>VWAP 約定単価</u> (円未満切捨て) = <u>VWAP 値</u> × (1 - スプレッド)</p>	<p>に乘じた価格を「<u>約定単価</u>」といたします。なお、算出された <u>約定単価</u> の円未満を切捨てます(ただし、切捨ての結果0円となる場合は1円とします)。</p> <p><u>約定単価</u> (円未満切捨て) = <u>始値</u> × (1 - スプレッド)</p>
<p>【31-32 ページ】 第3章 売買方法 4. VWAP ギャランティ取引 (3) スプレッド (調整率)</p>	<p>(3) スプレッド (調整率)</p> <p>(略)</p> <p><u>概算注文金額算出の際の「基準値段採用取引所」は、すべて東京証券取引所となっています。一方、VWAP 値を採用する「VWAP 算出基準取引所」は、当社の最良執行方針で定める金融商品取引所となっていることから、取引対象銘柄について「基準値段採用取引所」と「VWAP 算出基準取引所」が異なる場合があります。</u></p>	<p>(2) スプレッド (調整率)</p> <p>(略)</p> <p><u>削除</u></p>
<p>【32 ページ】 第3章 売買方法 5. 約定金額の算出例</p>	<p>金額を指定して売買をする場合、お客様には銘柄、売り・買いの別、取引の総額、価格(前場または後場の <u>VWAP</u>) を指定して発注していただきます。</p> <p>株数を指定して売買をする場合、お客様には銘柄、売り・買いの別、数量、価格(前場または後場の <u>VWAP</u>) を指定して発注していただきます。</p> <p>以下では、金額を指定して売買をする場合において、(1) A 銘柄を10万円分、<u>前場 VWAP</u> で買付けた場合、(2) 保有する A 銘柄を10万円分、<u>前場 VWAP</u> で売却した場合、の <u>VWAP 約定単価</u> およびお客様の受払い金額(約定金額)について具体的にご説明します。</p> <p>前提条件として、概算注文金額はいずれも</p>	<p>金額を指定して売買をする場合、お客様には銘柄、売り・買いの別、取引の総額、価格(前場または後場の <u>始値</u>) を指定して発注していただきます。</p> <p>株数を指定して売買をする場合、お客様には銘柄、売り・買いの別、数量、価格(前場または後場の <u>始値</u>) を指定して発注していただきます。</p> <p>以下では、金額を指定して売買をする場合において、(1) A 銘柄を10万円分、<u>前場始値</u> で買付けた場合、(2) 保有する A 銘柄を10万円分、<u>前場始値</u> で売却した場合、の <u>約定単価</u> およびお客様の受払い金額(約定金額)について具体的にご説明します。</p> <p>前提条件として、概算注文金額はいずれも10万円となりますので、この場合の買いの</p>

旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>10万円となりますので、この場合の買いの<span>スプレッド</span>は「0%」、売りの<span>スプレッド</span>は「0.5%」が適用されます。また、A銘柄の<span>前場VWAP値</span>を「<u>1,554.2857円</u>」とします。</p> <p>本章の「1.(4)その他注文に関する制限」でご説明した通り、同一銘柄について、同一の取引時間帯（前場または後場）となる「買付」と「売却」を同時に行うことはできません。以下の具体例では、「買付」と「売却」で<span>VWAP約定単価</span>と約定数量が異なることを比較するために便宜上、同一銘柄、同一の取引時間帯（前場）、同一の<span>VWAP値</span>としています。</p>	<p><span>スプレッド</span>は「0%」、売りの<span>スプレッド</span>は「0.5%」が適用されます。また、A銘柄の<span>前場始値</span>を「<u>1,554.5円</u>」とします。</p> <p>本章の「1.(4)その他注文に関する制限」でご説明した通り、同一銘柄について、同一の取引時間帯（前場または後場）となる「買付」と「売却」を同時に行うことはできません。以下の具体例では、「買付」と「売却」で<span>約定単価</span>と約定数量が異なることを比較するために便宜上、同一銘柄、同一の取引時間帯（前場）、同一の<span>始値</span>としています。</p>
<p>【32-33ページ】 第3章 売買方法 5. 約定金額の算出例 (1) A銘柄を10万円分、前場VWAPで買付けた場合</p>	<p>(1) A銘柄を10万円分、<span>前場VWAP</span>で買付けた場合</p> $\begin{aligned} \text{VWAP約定単価(円未満切上げ)} &= \text{VWAP値} \times (1 + \text{スプレッド}) \\ &= 1,554.2857 \text{円} \times (1 + 0\%) \\ &= 1,554.2857 \\ &= 1,555 \text{円(円未満切上げ)} \\ \text{約定数量(小数点以下第5位有効)} &= \text{取引の総額} \div \text{VWAP約定単価} \\ &= 10\text{万円} \div 1,555\text{円} \\ &= 64.30868167\cdots \\ &= 64.30868 \text{株(小数点以下第6位切捨て)} \\ \text{約定金額(円未満切上げ)} &= \text{VWAP} \\ &\text{約定単価} \times \text{約定数量} \\ &= 1,555 \text{円} \times 64.30868 \text{株} \\ &= 99,999.9974 \\ &= 100,000 \text{円(円未満切上げ)} \end{aligned}$	<p>(1) A銘柄を10万円分、<span>前場始値</span>で買付けた場合</p> $\begin{aligned} \text{約定単価(円未満切上げ)} &= \text{始値} \times (1 + \text{スプレッド}) \\ &= 1554.5\text{円} \times (1 + 0\%) \\ &= 1554.5 \\ &= 1,555 \text{円(円未満切上げ)} \\ \text{約定数量(小数点以下第5位有効)} &= \text{取引の総額} \div \text{約定単価} \\ &= 10\text{万円} \div 1,555\text{円} \\ &= 64.30868167\cdots \\ &= 64.30868 \text{株(小数点以下第6位切捨て)} \\ \text{約定金額(円未満切上げ)} &= \text{約定単価} \\ &\times \text{約定数量} \\ &= 1,555 \text{円} \times 64.30868 \text{株} \\ &= 99,999.9974 \\ &= 100,000 \text{円(円未満切上げ)} \end{aligned}$

旧説明書記載箇所	旧	新
<p>【33 ページ】 第3章 売買方法 5. 約定金額の算出例 (2) A銘柄を10万円分、前場VWA Pで売却した場合</p>	<p>(2) A銘柄を10万円分、<u>前場VWA P</u>で売却した場合  <math display="block">\text{VWA P 約定単価 (円未満切捨て)}</math> <math display="block">= \text{VWA P 値} \times (1 - \text{スプレッド})</math> <math display="block">= 1,554.2857 \times (1 - 0.5\%)</math> <math display="block">= 1,546.514271 \dots</math> <math display="block">= 1,546 \text{ 円 (円未満切捨て)}</math> <p>約定数量 (小数点以下第5位有効)</p> <math display="block">= \text{取引の総額} \div \text{VWA P 約定単価}</math> <math display="block">= 10 \text{ 万円} \div 1,546 \text{ 円}</math> <math display="block">= 64.68305304 \dots</math> <math display="block">= 64.68305 \text{ (小数点以下第6位切捨て)}</math> <p>約定金額 (円未満切上げ) = <u>VWA P 約定単価</u> × 約定数量</p> <math display="block">= 1,546 \text{ 円} \times 64.68305 \text{ 株}</math> <math display="block">= 99,999.9953</math> <math display="block">= 100,000 \text{ 円 (円未満切上げ)}</math></p>	<p>(2) A銘柄を10万円分、<u>前場始値</u>で売却した場合  <math display="block">\text{約定単価 (円未満切捨て)}</math> <math display="block">= \text{始値} \times (1 - \text{スプレッド})</math> <math display="block">= 1554.5 \times (1 - 0.5\%)</math> <math display="block">= 1546.7275 \dots</math> <math display="block">= 1,546 \text{ 円 (円未満切捨て)}</math> <p>約定数量 (小数点以下第5位有効)</p> <math display="block">= \text{取引の総額} \div \text{約定単価}</math> <math display="block">= 10 \text{ 万円} \div 1,546 \text{ 円}</math> <math display="block">= 64.68305304 \dots</math> <math display="block">= 64.68305 \text{ (小数点以下第6位切捨て)}</math> <p>約定金額 (円未満切上げ) = <u>約定単価</u> × 約定数量</p> <math display="block">= 1,546 \text{ 円} \times 64.68305 \text{ 株}</math> <math display="block">= 99,999.9953</math> <math display="block">= 100,000 \text{ 円 (円未満切上げ)}</math></p>
<p>【33-34 ページ】 第3章 売買方法 5. 約定金額の算出例 (3) 金額指定売買に関する留意事項</p>	<p>金額を指定して売買をする場合、約定数量の算出方法 (= 取引の総額 ÷ <u>VWA P 約定単価</u>) において、小数点以下第6位で切捨てた数量が約定数量となるため、結果として約定金額 (= <u>VWA P 約定単価</u> × 約定数量) が、お客様が指定する「取引の総額」を下回る場合があります。</p> <p>例えば、<u>VWA P 約定単価</u>が1,001万円の値がさ株を1万円分、買付けた場合において、約定数量および約定金額は、以下のようになります。</p> $\text{約定数量 (小数点以下第6位切捨て)} = \text{取引の総額} \div \text{VWA P 約定単価}$ $= 1 \text{ 万円} \div 1,001 \text{ 万円}$ $= 0.000999$ $= 0.00099 \text{ 株 (小数点以下第6位切捨て)}$ <p>約定金額 (円未満切上げ)</p> $= \text{VWA P 約定単価} \times \text{約定数量}$ $= 1,001 \text{ 万円} \times 0.00099 \text{ 株}$	<p>金額を指定して売買をする場合、約定数量の算出方法 (= 取引の総額 ÷ <u>約定単価</u>) において、小数点以下第6位で切捨てた数量が約定数量となるため、結果として約定金額 (= <u>約定単価</u> × 約定数量) が、お客様が指定する「取引の総額」を下回る場合があります。</p> <p>例えば、<u>約定単価</u>が1,001万円の値がさ株を1万円分、買付けた場合において、約定数量および約定金額は、以下のようになります。</p> $\text{約定数量 (小数点以下第6位切捨て)} = \text{取引の総額} \div \text{約定単価}$ $= 1 \text{ 万円} \div 1,001 \text{ 万円}$ $= 0.000999$ $= 0.00099 \text{ 株 (小数点以下第6位切捨て)}$ <p>約定金額 (円未満切上げ)</p> $= \text{約定単価} \times \text{約定数量}$ $= 1,001 \text{ 万円} \times 0.00099 \text{ 株}$

旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>= 9,909.9 = 9,910 円 (円未満切上げ)</p> <p>(略)</p>	<p>= 9,909.9 = 9,910 円 (円未満切上げ)</p> <p>(略)</p>
<p>【34 ページ】 第3章 売買方法 6. 約定を不成立とする場合 (1) 約定を不成立とする場合</p>	<p>(略)</p> <p>約定日当日の <u>VWAP 算出基準取引所</u> において、当該取引対象銘柄が売買規制の対象となった場合</p> <p>約定日当日の <u>VWAP 算出基準取引所</u> において、当該取引対象銘柄の売買が立会時間中に一度も成立しなかった場合</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>約定日当日の <u>東京証券取引所</u> において、当該取引対象銘柄が売買規制の対象となった場合</p> <p>約定日当日の <u>東京証券取引所</u> において、当該取引対象銘柄の売買が立会時間中に一度も成立しなかった場合</p> <p>(略)</p>
<p>【35 ページ】 第3章 売買方法 6. 約定を不成立とする場合 (2) 約定を一部不成立とする場合</p>	<p>(略)</p> <p>約定日当日の取引対象銘柄の <u>VWAP 算出基準取引所</u> において、当該取引対象銘柄の売買が一旦成立した以降、前場または後場立会時間終了時に特別気配のまま売買立会が終了した場合、または大引比例配分となった場合</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>約定日当日の取引対象銘柄の <u>東京証券取引所</u> において、当該取引対象銘柄の売買が一度も成立しないで、前場または後場立会時間終了時に特別気配のまま売買立会が終了した場合、または大引比例配分となった場合</p> <p>(略)</p>
<p>【35-36 ページ】 第3章 売買方法 7. VWAP ギャランティ取引にかかるリスクおよび留意事項</p>	<p>7. <u>VWAP ギャランティ取引</u> にかかるリスクおよび留意事項</p> <p>金額・株数指定取引の約定価格は、<u>VWAP 値</u> を基準に算出しますので、取引対象銘柄の当日の値動きの状況によっては、単純に始値や終値等と比較した場合、必ずしも有利な価格とはなりません。</p> <p>取引対象銘柄の <u>VWAP 値</u> および <u>VWAP 約定単価</u> は、<u>VWAP 算出基準取引所</u> において前場または後場の立会い時間終了後に確定いたします。したがって、金額指定による発注の場合、約定数量につきま</p>	<p>7. <u>始値での取引</u> にかかるリスクおよび留意事項</p> <p>金額・株数指定取引の約定価格は、<u>前場・後場始値</u> を基準に算出しますので、取引対象銘柄の当日の値動きの状況によっては、単純に始値や終値等と比較した場合、必ずしも有利な価格とはなりません。</p> <p>取引対象銘柄の <u>前場・後場始値</u> および <u>約定単価</u> は、<u>東京証券取引所</u> において前場または後場の立会い時間終了後に確定いたします。したがって、金額指定による発注の場合、約定数量につきましても前場または</p>

旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>しても前場または後場の立会い時間終了後に確定いたします。</p> <p>金額・株数指定取引の約定価格は、金融商品取引所が発表する前場または後場の各 <u>VWAP 値</u> そのものではなく、各 <u>VWAP 値</u> に対してスプレッドを加減し、円未満の切捨てまたは切上げを行った価格です。</p> <p>約定金額の算出例でもわかりますように、(算出例において) 売りのスプレッドは0.5%ですが、約定時における実際の <u>VWAP 約定単価</u> と <u>VWAP 値</u> との関係につきましても、円未満の切上げまたは切捨て等の処理が生じるために、<u>VWAP 値</u> を基準にした実際の <u>VWAP 約定単価</u> と <u>VWAP 値</u> の差額の比率は、スプレッド(算出例において0.5%)を上回ります。</p> <p>当日の取引所金融商品市場での価格変動がほとんどない場合は、買付けにかかる <u>VWAP 約定単価</u> が金融商品取引所における当日の高値を上回る、あるいは売却にかかる <u>VWAP 約定単価</u> が金融商品取引所における当日の安値を下回る場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>後場の立会い時間終了後に確定いたします。</p> <p>金額・株数指定取引の約定価格は、金融商品取引所が発表する前場または後場の各 <u>始値</u> そのものではなく、各 <u>始値</u> に対してスプレッドを加減し、円未満の切捨てまたは切上げを行った価格です。</p> <p>約定金額の算出例でもわかりますように、(算出例において) 売りのスプレッドは0.5%ですが、約定時における実際の <u>約定単価</u> と <u>前場・後場始値</u> との関係につきましても、円未満の切上げまたは切捨て等の処理が生じるために、<u>前場・後場始値</u> を基準にした実際の <u>約定単価</u> と <u>前場・後場始値</u> の差額の比率は、スプレッド(算出例において0.5%)を上回ります。</p> <p>当日の取引所金融商品市場での価格変動がほとんどない場合は、買付けにかかる <u>約定単価</u> が金融商品取引所における当日の高値を上回る、あるいは売却にかかる <u>約定単価</u> が金融商品取引所における当日の安値を下回る場合があります。</p> <p>(略)</p>
<p>【36 ページ】 第4章 定期定額売買</p>	<p>定期定額売買とは、金額・株数指定取引を利用して、お客様があらかじめ指定した日付に、指定した取引対象銘柄を、指定した金額で、継続的に <u>VWAP 約定単価</u> による買付け(以下「定期定額買付」といいます。)</p> <p>(略)</p>	<p>定期定額売買とは、金額・株数指定取引を利用して、お客様があらかじめ指定した日付に、指定した取引対象銘柄を、指定した金額で、継続的に <u>約定単価</u> による買付け(以下「定期定額買付」といいます。)</p> <p>(略)</p>
<p>【40 ページ】 第4章 定期定額売買 2. 定期定額売買の申込み方法</p>	<p>(略)</p> <p>1銘柄(1管理口座区分)1売買日につき <u>500円以上500円単位</u> で金額を指定します。ただし、100万円以上の指定はできません。</p>	<p>(略)</p> <p>1銘柄(1管理口座区分)1売買日につき <u>100円以上100円単位</u> で金額を指定します。ただし、100万円以上の指定はできません。な</p>

旧説明書記載箇所	旧	新
(5) 金額の指定 (必須指定項目)	なお、株数指定による定期定額売買はできません。  (略)	お、株数指定による定期定額売買はできません。  (略)
【40 ページ】 第4章 定期定額売買 2. 定期定額売買の申込み方法 (6) 買付金額の増額(任意指定項目)	(略)  買付金額は、積増月に買付ける総額(以下「積増月買付金額」といいます。)を <u>500 円以上、500 円単位</u> で指定します。ただし、100万円以上の指定はできません。  (略)	(略)  買付金額は、積増月に買付ける総額(以下「積増月買付金額」といいます。)を <u>100 円以上、100 円単位</u> で指定します。ただし、100万円以上の指定はできません。  (略)
【40 ページ】 第4章 定期定額売買 2. 定期定額売買の申込み方法 (7) VWAP 約定単価による定期定額売買	(7) <u>VWAP 約定単価</u> による定期定額売買 定期定額売買における売買価格は、取引対象銘柄の <u>VWAP 算出基準取引所</u> における前場 <u>VWAP 値</u> を基準に算出した「 <u>VWAP 約定単価</u> 」となります。 スプレッドについては、第3章の「4. <u>VWAP ギャランティ取引</u> 、(3) <u>スプレッド(調整率)</u> 」をご覧ください。  	(7) <u>約定単価</u> による定期定額売買 定期定額売買における売買価格は、取引対象銘柄の <u>東京証券取引所</u> における前場始値を基準に算出した「 <u>約定単価</u> 」となります。 スプレッドについては、第3章の「4. <u>約定単価</u> 、(2) <u>スプレッド(調整率)</u> 」をご覧ください。  < 枠線内を以下に変更 > <u>後場始値</u> <u>東京証券取引所</u> <u>前場始値</u> <u>後場始値を基準に算出した約定単価</u>
【45 ページ】 第4章 定期定額売買 6. 定期定額売買の取引制限等にかかる同意事項 (2) 約定の不成立にかかる同意事項	(略)  なお、本章の「2. (7) <u>VWAP 約定単価</u> による定期定額売買」に記載する場合(後場 <u>VWAP 値</u> を基準に算出した「 <u>VWAP 約定単価</u> 」により取引を行う場合)を除き、約定の全部または一部が不成立となった場合には、当該日および翌日以降の定期定額売買の注文の繰越しはありません。  (略)	(略)  なお、本章の「2.(7) <u>約定単価</u> による定期定額売買に記載する場合(後場始値を基準に算出した「 <u>約定単価</u> 」により取引を行う場合)を除き、約定の全部または一部が不成立となった場合には、当該日および翌日以降の定期定額売買の注文の繰越しはありません。  (略)






旧説明書記載箇所	旧	新														
<p>【11 ページ】 第2章 有価証券の 取扱い 3. 単元株振替 (2) 単元株振替の 方法</p>	<p>(略)</p> <p>お取扱店を通じて行う場合は、「金株口座」 から「保護預り口座」への「単元株振替」 のみお受けいたしますので、「銘柄」、「口 座区分」、「振替株数量」を指示してい た だきます。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="453 640 906 779"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指示および確認内容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銘柄</td> <td>単元株振替の対象となる銘柄を指定</td> <td>上記(1)の条件を満たす銘柄</td> </tr> <tr> <td>振替先の確認</td> <td>振替先の確認</td> <td>(単元株振替画面上の表記)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振替先</td> <td>「金株口座」から「保護預り口座」へ</td> <td>金額・株数指定取引 → 国内株式</td> </tr> <tr> <td>「保護預り口座」から「金株口座」へ</td> <td>国内株式 → 金額・株数指定取引 お取扱店を通じての振替は、でき ません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	項目	指示および確認内容	備 考	銘柄	単元株振替の対象となる銘柄を指定	上記(1)の条件を満たす銘柄	振替先の確認	振替先の確認	(単元株振替画面上の表記)	振替先	「金株口座」から「保護預り口座」へ	金額・株数指定取引 → 国内株式	「保護預り口座」から「金株口座」へ	国内株式 → 金額・株数指定取引 お取扱店を通じての振替は、でき ません。	<p>(略)</p> <p>削除</p> <p>(略)</p> <p>枠線内削除</p> <p>(略)</p>
項目	指示および確認内容	備 考														
銘柄	単元株振替の対象となる銘柄を指定	上記(1)の条件を満たす銘柄														
振替先の確認	振替先の確認	(単元株振替画面上の表記)														
振替先	「金株口座」から「保護預り口座」へ	金額・株数指定取引 → 国内株式														
	「保護預り口座」から「金株口座」へ	国内株式 → 金額・株数指定取引 お取扱店を通じての振替は、でき ません。														
<p>【12 ページ】 第2章 有価証券の 取扱い 3. 単元株振替 (4) 単元株振替の 受付時間</p>	<p>(略)</p> <p>お取扱店でも「金株口座」から「保護 預り口座」への振替のみご指示いただけ ますが、受付時間はお取扱店の営業時間内と なります。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>削除</p> <p>(略)</p>														
<p>【12-13 ページ】 第2章 有価証券の 取扱い 3. 単元株振替 (5) 単元株振替を 行う際の留意事項</p>	<p>(略)</p> <p>単元株振替の対象となる株式が株式併 合(減資)、株式移転、合併、株式交換等 に伴う権利処理が発生する場合、当該権利 処理後(併合後、移転後、合併後、交換後) の株式にかかる単元株振替は、単元株振替 の対象となる株式の権利確定日 の翌日 午前5時より単元株振替の指示を受付けま す。なお、お取扱店を通じて行う場合は、 午前8時半より受付けます。</p> <p>(略)</p> <p>単元株振替の指示を受付けた後、一定 の事由により、お客様が指示した振替数量 (一部または全部)に不足が生じる場合</p>	<p>(略)</p> <p>単元株振替の対象となる株式が株式併 合(減資)、株式移転、合併、株式交換等 に伴う権利処理が発生する場合、当該権利 処理後(併合後、移転後、合併後、交換後) の株式にかかる単元株振替は、単元株振替 の対象となる株式の権利確定日 の翌日午 前5時より単元株振替の指示を受付けます。</p> <p>(略)</p> <p>単元株振替の指示を受付けた後、一定の 事由により、お客様が指示した振替数量(一 部または全部)に不足が生じる場合は、当</p>														

旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>は、当該単元株振替の指示を無効とする場合があります。この場合、お客様へは日興イーリートレードのウェブサイトを通じて単元株振替の指示の無効について通知いたします。<u>なお、お取扱店を通じて単元株振替の指示を行った場合は、お取扱店より通知いたします。</u></p> <p><u>お取扱店を通じて「保護預り口座」から「金株口座」への単元株振替の指示をお受けすることはできません。</u></p> <p>(略)</p>	<p>該単元株振替の指示を無効とする場合があります。この場合、お客様へは日興イーリートレードのウェブサイトを通じて単元株振替の指示の無効について通知いたします。</p> <p>削除</p> <p>(略)</p>
<p>【13 ページ】 第2章 有価証券の取扱い 4. 自動振替 (1) 自動振替の選択</p>	<p>(略)</p> <p>自動スイング機能は、お客様の選択により「ON(自動スイング機能が有効である状態)」または、「OFF(自動スイング機能が無効である状態)」とすることが可能です。ただし、自動スイング機能の「ON」または「OFF」の指示は、個別の銘柄を指定して行うのではなく、「金株口座」で保有するすべての銘柄に対して適用されます。<u>なお、お取扱店を通じて当該指示を行うことはできません。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>自動スイング機能は、お客様の選択により「ON(自動スイング機能が有効である状態)」または、「OFF(自動スイング機能が無効である状態)」とすることが可能です。ただし、自動スイング機能の「ON」または「OFF」の指示は、個別の銘柄を指定して行うのではなく、「金株口座」で保有するすべての銘柄に対して適用されます。</p> <p>(略)</p>
<p>【15 ページ】 第2章 有価証券の取扱い 5. 自動スイング機能を「ON」とした場合の取扱い (3) その他「自動スイング」にかかる留意事項</p>	<p>(略)</p> <p>「自動スイング」にて「保護預り口座」へ振替わった有価証券を「金株口座」に戻す場合は、別途、お客様の意思に基づき「単元株振替」をご指示いただきます。ただし、「単元株振替停止期間」がありますので、<u>ご注意ください。また、お取扱店を通じて当該指示をお受けすることはできません。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>「自動スイング」にて「保護預り口座」へ振替わった有価証券を「金株口座」に戻す場合は、別途、お客様の意思に基づき「単元株振替」をご指示いただきます。ただし、「単元株振替停止期間」がありますので、<u>ご注意ください。</u></p> <p>(略)</p>

旧説明書記載箇所	旧	新									
<p>【23 ページ】 第3章 売買方法 1. 売買発注にかか る取決め (2) 注文に関する 制限</p>	<p>株数指定売買の場合、原則として、 (略)</p> <p><u>なお、お取扱店を通じて当該注文を発注す ることはできません(「全部売却」を除く)。</u></p> <p>(略)</p>	<p>株数指定売買の場合、原則として、 (略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>(略)</p>									
<p>【23 ページ】 第3章 売買方法 1. 売買発注にかか る取決め (3) 発注形態</p>	<p>買付注文発注形態の表内</p> <table border="1" data-bbox="453 651 906 768"> <tr> <td>金額指定買付</td> <td>500円以上500円単位</td> <td>の発注となります。</td> </tr> <tr> <td>株数指定買付</td> <td>概算注文金額が500円以上</td> <td>となる数量(小数点以下第5位有効)で の発注となります。(注3) (注4)</td> </tr> <tr> <td>単元株化</td> <td colspan="2">「金庫口座」で保有する銘柄について、指定する(単元株未満また は最低売買単位未満となる)銘柄を単元株数または最低売買単位に 達するまでに必要な数量を買付けます。(注3) (注4) (注5)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><u>注3) お取扱店を通じて当該注文を発注す ることはできません。</u></p> <p><u>注4) 「N I S A 口座」または 「ジュニアN I S A 口座」を 指定して発注することはできません。</u></p> <p><u>注5) 買付対象銘柄について本章の「6. 約定を不成立とする場合」に記載する一定 の事由の発生により、単元株化機能を利用 して発注した注文が「不出来」または「内 出来」となる場合は、お客様が指示する「単 元株化(単元株数または最低売買単位)」 とならない場合があります。ただし、当該 内出来部分の約定は有効といたします。</u></p>	金額指定買付	500円以上500円単位	の発注となります。	株数指定買付	概算注文金額が500円以上	となる数量(小数点以下第5位有効)で の発注となります。(注3) (注4)	単元株化	「金庫口座」で保有する銘柄について、指定する(単元株未満また は最低売買単位未満となる)銘柄を単元株数または最低売買単位に 達するまでに必要な数量を買付けます。(注3) (注4) (注5)		<p>&lt; 枠線内を以下に変更 &gt;</p> <p>100円以上100円単位</p> <p>100円以上 <u>注4) 削除</u> <u>注5) 削除</u></p> <p>(略)</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>注3) 「N I S A 口座」または「ジ ュニアN I S A 口座」を指定して 発注することはできません。</u></p> <p><u>注4) 買付対象銘柄について本章の「6. 約 定を不成立とする場合」に記載する一定の 事由の発生により、単元株化機能を利用し て発注した注文が「不出来」または「内出 来」となる場合は、お客様が指示する「単 元株化(単元株数または最低売買単位)」 とならない場合があります。ただし、当該 内出来部分の約定は有効といたします。</u></p>
金額指定買付	500円以上500円単位	の発注となります。									
株数指定買付	概算注文金額が500円以上	となる数量(小数点以下第5位有効)で の発注となります。(注3) (注4)									
単元株化	「金庫口座」で保有する銘柄について、指定する(単元株未満また は最低売買単位未満となる)銘柄を単元株数または最低売買単位に 達するまでに必要な数量を買付けます。(注3) (注4) (注5)										
<p>【26 ページ】 第3章 売買方法 1. 売買発注にかか る取決め (4) その他注文に 関する制限</p>	<p><u>発注経路による取消しの制限</u></p> <p><u>日興イーजीトレードを通じて発注され た注文は、お取扱店を通じて取消しをお受 けすることはできません。また、お取扱店 を通じて発注された注文は、日興イージー トレードを通じて取消しをお受けするこ とはできません。</u></p>	<p><u>削除</u></p>									

旧説明書記載箇所	旧	新
<p>【27 ページ】</p> <p>第3章 売買方法</p> <p>2. 注文の受付時間と約定確認</p> <p>〔金額・株数指定取引の注文受付時間〕お取扱店</p>	 <p>お取扱店の注文受付時間は支店代表電話への発注の場合です。コンタクトセンターへの発注の場合は受付時間が異なりますので、詳細は後述(1)をご確認ください。</p> <p>システムの都合上、受付時間が多少前後する場合があります。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p>
<p>【28-29 ページ】</p> <p>第3章 売買方法</p> <p>2. 注文の受付時間と約定確認</p> <p>(1) 注文の受付時間</p>	<p>お取扱店</p> <p>支店代表電話</p> <p>前場注文：前営業日の午後4時から午後5時半まで</p> <p>後場注文：前営業日の午後4時から約定日当日の午前11時半まで</p> <p>(ただし、前営業日の午後5時半から約定日当日の午前8時半までは受付を停止します。)</p> <p>コンタクトセンター</p> <p>前場注文：前営業日の午後4時から午後6時まで</p> <p>後場注文：前営業日の午後4時から約定日当日の午前11時半まで</p> <p>(ただし、前営業日の午後6時から約定日当日の午前8時半までは受付を停止します。)</p> <p>約定日当日が「配当落ち」または「権利落ち」となる銘柄は、買付または売却注文に関わらず権利付売買最終日の翌日の午前8時半(支店代表電話の場合。コンタクトセンターは午前8時)より注文を受付けます。</p>	<p>削除</p>

旧説明書記載箇所	旧	新
	<p>( <u>ただし、「株式併合」となる銘柄については、買付または売却に関わらず、権利付売買最終日の午後4時から、効力発生日の午前8時半(支店代表電話の場合。コンタクトセンターは午前8時)まで、受付を停止します。</u> )</p> <p><u>なお、「金株口座」で保有する株式について、株式併合(減資)、株式移転、合併、株式交換等に伴う権利処理が発生する場合、当該権利処理後(併合後、移転後、合併後、交換後)の株式にかかる売却注文は、当該株式の効力発生日の午前8時半(支店代表電話の場合。コンタクトセンターは午前8時)より注文を受付けます。</u></p>	
<p>【29 ページ】 第3章 売買方法 2. 注文の受付時間と約定確認 (2) 注文の取消し・訂正</p>	<p>注文受付時間中(最終受付時間(前場:約定日当日の午前8時(お取扱店を通じた場合は約定日の前営業日の午後5時半まで(支店代表電話の場合。コンタクトセンターは午後6時)) / 後場:約定日当日の午前11時半))に、注文の「取消し」を受付けます。なお、訂正(すでに発注済みの注文の「金額」または「株数」の変更)につきましては、一旦、取消し後、新規発注してください。</p> <p>(略)</p> <p><u>日興イーजीトレードを通じて発注された注文は、お取扱店を通じて取消しをお受けすることはできません。また、お取扱店を通じて発注された注文は、日興イーजीトレードを通じて取消しをお受けすることはできません。</u></p>	<p>注文受付時間中(最終受付時間(前場:約定日当日の午前8時 / 後場:約定日当日の午前11時半))に、注文の「取消し」を受付けます。なお、訂正(すでに発注済みの注文の「金額」または「株数」の変更)につきましては、一旦、取消し後、新規発注してください。</p> <p>(略)</p> <p><u>削除</u></p>

以上